（認定資金決済事業者協会への情報提供）

第六条　法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五　前払式支払手段の発行の業務、資金移動業及び暗号資産交換業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第二十八条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、暗号資産モニタリング室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。 ［2～5　略］ 6　金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ヘ　略］ ト　認定資金決済事業者協会（暗号資産モニタリング室の所掌に属するものを除く。） ［二・三　略］ 7　［略］ 8　暗号資産モニタリング室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 一　暗号資産交換業を行う者 二　認定資金決済事業者協会（暗号資産交換業者をその会員とするものに限る。） 9　暗号資産モニタリング室に、室長を置く。 ［10～16　略］	（監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、仮想通貨モニタリング室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。 ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ト　認定資金決済事業者協会（仮想通貨モニタリング室の所掌に属するものを除く。） ［二・三　同上］ 7　［同上］ 8　仮想通貨モニタリング室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 一　仮想通貨交換業を行う者 二　認定資金決済事業者協会（仮想通貨交換業者を主要な協会員又は会員とするものに限る。） 9　仮想通貨モニタリング室に、室長を置く。 ［10～16　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（改正法附則第二条第三項の規定による新暗号資産交換業者府令の適用に関する経過措置）

第二条　改正法附則第二条第三項の規定により第一条の規定による改正後の暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「新暗号資産交換業者府令」という。）の規定を適用する場合においては、新暗号資産交換業者府令第二十条中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為及び暗号資産交換契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、利用者に対し、法第六十三条の二の登録の見込みに関する事項を表示する行為」と、新暗号資産交換業者府令第二十二条第一項第二号中「暗号資産交換業者である旨及び当該暗号資産交換業者の登録番号」とあるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりこれらの